

露地野菜地帯における土地利用調整方式と営農モデルの策定

野見山敏雄・横山利幸・*真鍋尚義(福岡県農業総合試験場・*福岡県農政部農政課)

Toshio NOMIYAMA, Toshiyuki YOKOYAMA and Hisayosi MANABE: Conditions for Land Utilization of Crop Rotation and Planning of Farm Model in an Area Productive of Vegetable

1. はじめに

本稿では、露地野菜を組み入れた地域輪作方式における作付体系や土地利用調整などについて、問題点を抽出・整理することにより、新しい土地利用調整方式と新技術体系における高収益営農モデルを策定し、実践的な課題解決の方向について報告する。

2. 試験方法

まず、北野町O地区の土地利用調整の現状と問題点を明らかにするため、集落代表者や関係機関を対象に聞き取り調査を行った。次に既往の研究を参考にし、露地野菜を組み入れた地域輪作方式を定着させるための新しい土地利用調整方式を提示し、線形計画法による営農モデルを策定した。なお、線形計画法の解析には、農業研究センターが開発した「CLPver5.1」のプログラムを用いた。

3. 結果及び考察

1) 集団転作の問題点

O地区の集団転作は、1981年の冬から集落毎の話し合いを重ね、'83年から開始された。その内容は、「とも補償方式」によって、地区の水田を3ブロックに分けて、毎年転作地を移動させるものである。作付栽培協定委員は、3集落合わせて土地利用調整と転作奨励金の再配分などの会計処理を行っている。

集団転作を開始して、転作面積に占める野菜の面積と割合は増加したが、次のような問題が生じてきた。

第1の問題点は、法制度上の課題である。農業者年金制度や租税特別措置法などの法律的恩典を受けている農家の場合、農用地利用増進事業による貸借は複雑な手続きと時間が必要であるため、集団転作にかかわる土地の移動は、ほとんどが相対で行われている。

第2の問題点は、地主が野菜の連作によって地力が消耗し表土が流亡することを懸念していることである。

第3の問題点は、作付栽培協定委員の選出が困難になったことである。

2) 土地利用調整方式の改善方向

長野県宮田村では、互助方式の抛出金が増大し、かつ全村を対象にした転作団地の計画に伴い、農地の利用権及び地代水準の調整が必要になったことに対して、「地代制度」と「農地利用委員会」を設置し、全村域一つの単位とした地代の一元的管理システムを作り上げた。

宮田村や集落機能を活かして土地利用調整を行っている静岡県A町の事例を参考にして、次のような土地利用調整方式の改善方法を提示する。

ア. 作物別地代方式の確立

従来の「とも補償方式」を発展させ、作物別地代方式を確立する。現在O地区における野菜の地代水準は10a当たり66,000円程度であるが、地力の減少が大きい野菜の連作などに対しては高い地代を設定し、地主の不満を解消する必要がある。なお、地代の算出方法としては、後述のモデル策定の際に計算される水田の帰属価格が参考になろう。

イ. 農地利用委員会の設置

現在の個別相対貸借方式を農地利用委員会に権限と業務を委託するシステムに改善する。宮田村では農地利用委員会設置のために条例を制定しているが、静岡県A町の場合は集落丸抱えの地区振興会が利用権を集中管理している。

農地利用委員会の業務としては、①農地の借入れ・貸付け計画の作成、②農地の貸借契約と地代の納入・支払い、③地代や水田転作奨励金の配分・管理等があるが、会計処理上、農協の協力が必要である。

ウ. 集団転作のブロックの変更

青ネギ、ニラなど通年の土地利用を必要とする転作野菜及び施設野菜の作付増加などに対応するために、集団転作のブロックを①転換畑2年、②転換畑1年、③個別・固定(施設野菜)転作の3つに分けることが望ましい。

3) 営農モデルの策定

上記の新しい土地利用調整方式を前提として、3類型の農家(A:2世代夫婦協業・野菜専業経営、B:1世代夫婦協業・野菜専業経営、C:野菜兼業経営)を想定した営農モデルを線形計画法により策定した。その前提条件は、①セル成型苗を利用し、育苗作業を委託、②野菜移植機の導入、③ハウレンソウの調製作業を委託、④水稲の作付率50%などである。

営農モデルは慣行技術体系と比較して次のような成果が期待される。第1に輪作が効率的に行われ、水田土地利用率は1.6~3.9倍増加する。第2にハウレンソウの調製作業や育苗作業の委託によって、所要労働時間が大幅に減少する。第3に家族労働力1人当たり農業所得は975~2,273千円増加し、同1時間当たり農業所得も1.4~2.0倍になるなど高収益野菜経営の実現が期待される。

4) 残された課題

第1に営農モデルの作物別作付面積を一筆の圃場面積と整合させ、作付体系を精緻化することが必要である。第2は水稲の作業が個別対応となっているため、兼業農家を含めた組織化に取り組んでいくことである。今後は野菜の機械化栽培体系を中心とした現地実証試験を行い、営農モデルの問題点と改善策を明確にする必要がある。